

郵便による請求方法

○本人からの請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② **本人確認ができる書類** (マイナンバーカード (ただし個人番号通知カードは不可)、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など) の写し
※請求書に記載されている請求者 (本人) の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ **住民票又は住民票記載事項証明書の原本** (請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。)

○法定代理人による請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② **法定代理人自身の本人確認ができる書類** の写し (マイナンバーカード (ただし個人番号通知カードは不可)、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など。未成年者等被代理人の本人確認書類とは異なります。)
※請求書に記載されている請求者 (法定代理人) の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ **法定代理人の資格を証明する書類** (戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書) の原本 (請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。)
- ④ **法定代理人自身の住民票又は住民票記載事項証明書の原本** (請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。)

※法人が法定代理人の場合には、上記の書類の他に提出していただく書類がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

○本人の委任による代理人 (以下「任意代理人」という。) による請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② **任意代理人自身の本人確認ができる書類** の写し (マイナンバーカード (ただし個人番号通知カードは不可)、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など。委任者の本人確認書類とは異なります。)
※請求書に記載されている請求者 (任意代理人) の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ **委任状等代理人の資格を証する書面の原本** (請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。なお、委任状でかつ下記④の i を添付する場合には、委任状に実印を押印してください。)
- ④ 上記委任状については、以下のいずれかを添付してください。
i 委任者が押印した印鑑に関する印鑑登録証明書の原本 (いずれも請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。)
ii 委任者のマイナンバーカード (ただし個人番号通知カードは不可)、運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写し
- ⑤ **任意代理人自身の住民票又は住民票記載事項証明書の原本** (請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りませう。)

※法人が任意代理人の場合には、上記の書類の他に提出していただく書類がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

【送付先・連絡先】

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

TEL06-6208-9825

他の書類でも認められないか等、ご不明な点があれば連絡先までお問合せください。